

令和3年度第4回茅ヶ崎市市民活動推進委員会 会議録

議題	(1) 委員長及び副委員長の選出について (2) 市民活動推進委員会の運営について (3) 「市民活動」「協働」に対する茅ヶ崎市の考え方 (4) 市民活動の推進に関する取組について (5) 市民活動団体等との協働の推進に関する取組について (6) 今年度の市民活動推進委員会の開催予定について (7) その他
日時	令和3年7月26日(月) 10時00分から11時40分
場所	市役所本庁舎4階会議室4・5
出席者氏名	大畑朋子 町田有紀 坂田美保子 市川歩 杉村一馬 貴島義夫 海野誠 原田晃樹 山田修嗣 事務局4名(市民自治推進課) 三浦課長、小西課長補佐、遠藤主査、柿澤主任
欠席者	石田貴一 森永信道
会議の公開 ・非公開	公開
傍聴者数	0名

○事務局（三浦課長）

これより、第4回市民活動推進委員会を開会いたします。着席にて進行させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本日、会議の傍聴はございません。

まず、2人の委員よりご欠席の連絡をいただいております。石田委員、森永委員です。11人の委員の中で2名の委員が欠席ということで、本日、9名の委員の皆さまにお集まりいただきました。茅ヶ崎市市民活動推進委員会の規則第5条第2項で規定する委員会開催のための定足数を満たしていることとなりますので、ご報告させていただきます。

では、会議の進行をさせていただきます。

まず、本日の次第をお手元にご用意ください。

本日、その他を含めまして7つの議題がございます。早速、議題（1）の「委員長及び副委員長の選出について」に入らせていただきます。

委員長、副委員長が決まるまでは、事務局の進行とさせていただきますので、引き続きよろしく願いいたします。

では、参考資料1「茅ヶ崎市市民活動推進委員会規則」をご覧ください。規則の第4条におきまして、「委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。」と規定されております。本委員会の委員長の選出につきまして、委員の皆さまからのご意見をいただきたいと思っております。委員長について、立候補、推薦などのご意見があれば、ご発言をお願いいたします。

貴島委員、お願いいたします。

○貴島委員

今回、私も含めてですけれども、委員の方の大半が新任ということで、内容的に満足のいく議論を進めていくためにも、引き続き、今まで委員長を務められてこられました山田委員にぜひともお願いしたいなと思っております。いかがでしょうか、皆さま。

（拍手）

○事務局（三浦課長）

ありがとうございます。今、委員の皆さまからも拍手をいただきましたので、山田委員に引き続きお受けいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○山田委員

お役に立てるならば、拝受いたします。

○事務局（三浦課長）

ありがとうございます。それでは、委員長につきましては、山田委員にご就任いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、副委員長を選出してまいりたいと思っておりますが、こちらについても互選で決定することになっております。副委員長について、立候補、推薦などのご意見があれば、ご発言をお願いいたします。

○山田委員長

これは、推薦があるのですが、もし皆さまよろしければ、お隣の原田委員にお願いできないかと思っております。いかがでしょうか。

(拍手)

○事務局（三浦課長）

委員の皆さまより拍手をいただきました。それでは、原田委員に副委員長をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○原田委員

わかりました。よろしくお願いいたします。

○事務局（三浦課長）

ありがとうございます。それでは、委員長、副委員長へ、席札を今お持ちさせていただきます。

この後の進行につきましては、山田委員長にお任せしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山田委員長

それでは、改めまして、皆さまよろしくお願いいたします。継続というご推薦の言葉を頂戴いたしましたが、多分、メンバーも新しいということも含めて、やることもかなり新しいところがありますので、経験というよりは、皆さまのアイデアに基づいて進めてまいりたいと思っております。

それから、自分の信念みたいなどころでもあるのですけれども、こういう場は平たく皆さまが気軽に話せる場がいいなと思っております。実は原田委員も同じだと思うのですけれども、日ごろ、なかなかさん付けで呼ばれないので、こういう場で誰々さんというふう呼び合うのが大変新鮮です。できれば、委員会の場では、皆さま、それぞれさん付けで進行して、議事録はどうも正式文書らしいので、誰々委員とついてしまうらしいのですけれども、日ごろの会議ですとか普段のところは、同じ市民の参加者としてさん付けで進行

していきたいと思えます。ご協力よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議題の（２）につきまして、審議事項として、市民活動推進委員会の運営というところがあります。こちらは、事務局の説明と、その後、皆さまのご賛同、同意を得るといふ段取りになると思えますので、まずは説明のほうをよろしくお願ひいたします。

○事務局

それでは、議題（２）「市民活動推進委員会の運営について」ご説明いたします。

まず、委員会の公開と傍聴希望者の入室についてでございます。

本委員会は、原則公開での開催となり、審議事項によって必要がある場合は非公開で開催することができることとなっております。このことから、委員会の冒頭で公開または非公開とすることを確認させていただきます。また、公開での開催の際には、傍聴希望者がいる場合には委員会開催前に入室をいただいております。

次に議事録についてでございます。附属機関の運営にあたっては、審議の経過等が明確となるよう議事録を作成することとなっております。このことから事務局といたしましては、発言者の氏名を掲載した上で発言の全内容を記載する議事録を作成したいと考えておりますが、委員の皆さまいかがでしょうか。

先ほど山田委員からも少しお話いただきましたが、事務局で委託業者から文字起こしのデータを受け取った後に、皆さまの発言内容についてご確認をさせていただき、委員の皆さまにも議事録の確認いただきまして、最終的にホームページ及び市役所の市政情報コーナーで公開させていただくこととしております。

以上となります。

○山田委員長

ありがとうございます。ご質問がありましたら、お尋ねいただきたいと思えます。いかがでしょうか。よろしいですか。

では、ご質問がないので、事務局の方針に従いまして、傍聴、議事録などの取り扱いは、事務局の提案どおりとさせていただきたいと思えます。

念のためですけれども、今年度も傍聴者がいれば、決まったタイミングで入室していただくということですね。議事録はメールで回覧になるという予定ですか。皆さまのお手元には電子メールを中心に確認資料が回ってきますして、それを期日までに修正して事務局に戻すという段取りで良いですか。

○事務局

議事録は皆さまに電子メール等でお送りさせていただきます。もしメールではなく紙文書等で確認をご希望される方がいらっしゃいましたら、お伝えいただければ、そのように対応させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○山田委員長

議事録については、この会議、大変ページ数が多いので、多いときには40ページくらいの議事録ができるのですね。それなので、全体をご覧いただくと、修正も難しくなってしまうので、まず、ご自身のご発言のところはよく見ていただいて、このとおりの趣旨かどうか、自分の発言した意図のとおりになっているかというのは見ていただきたいと思います。それで全体のバランスをとっていこうと思っています。そういったことで議事録の確認をご協力いただければと思っています。

では、進め方がこれで大体決まりましたので、次に（3）の議題に進んでもよろしいでしょうか。「『市民活動』『協働』に対する茅ヶ崎市の考え方」の話題に入りたいと思います。こちら報告ですので、質問の受け付けの後、特に確認はせず、次の議題に進んでまいりたいと思います。

それでは、3番の議題につきましても、まず、事務局からの報告、説明をよろしくお願いいたします。

○事務局

それでは、議題（3）「『市民活動』『協働』に対する茅ヶ崎市の考え方」について説明いたします。

こちらの議題につきましては、この委員会の主な審議事項であります「市民活動」「協働」について、茅ヶ崎市が基本的にどのような考え方を持っているかをご紹介します。お手元の資料1か、前のスライドをご覧ください。どちらも同じ内容になっております。

まず、簡単にご説明させていただくと、「市民活動」は、公益的な活動そのものになります。また、「協働」という言葉は、複数の主体が協力して行動することとなります。これまでは、「市民活動団体等と市」による「協働」が数多く行われてきたことから、「協働」と「市民活動」というものが一体的に使われることが多かったのですけれども、事業者なども協働の主体になります。

資料の下にありますとおり、複数の主体が協力して行動するということになります。目的を達成するための手法の一つになります。

今回ご紹介させていただく内容は、大きく2つに分かれまして、1つ目が条例での位置付け。2つ目が計画等での位置付けになります。どちらも市の考え方を示しているのですけれども、条例等につきましては、議会の議決を得て決定するものですので、より基本的なもの、より長期的な考え方になります。一方、計画につきましては、条例に比べたら短期、中期的な市の考え方を示したものになります。

この議題で基本的な部分をご紹介します、具体的に茅ヶ崎がどのような取り組みをしているかにつきましては、この後の議題（4）、議題（5）でご説明いたします。

では、まず、条例での位置付けですけれども、大きく2つの条例で位置づけがございました。

1つ目が「茅ヶ崎市自治基本条例」というものです。こちらは、茅ヶ崎市の自治の基本理念を明らかにするという条例ですけれども、自治体の憲法とも呼ばれるような、茅ヶ崎市の一番基本的な条例となります。

また、2つ目が「茅ヶ崎市市民活動推進条例」でございます。こちらは、その名のとおり、市民活動の推進に関して基本的な事項を定めて、協働による活力あふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする条例でございます。

では、自治基本条例からご説明いたします。4ページをご覧ください。

「協働」「市民活動の推進」、それぞれ位置付けがあるのですけれども、「協働」につきましては、第26条、市民及び市は、適切な役割分担の下、課題を解決するために、互いの自主性、特性を尊重し、対等の立場で連携、協力するという形になっております。

また「市民活動」につきましては、第27条で公益の増進に取り組む市民の活動を支援するため、適切な措置を講ずる。また、市民の活動の自主性、自立性を損なうことがないように配慮するという位置付けがございました。

続きまして、市民活動推進条例のほうで具体的に「市民活動」「協働」それぞれの定義ございますので、まず先に「市民活動」をご紹介します。

5ページのところで「市民活動の定義」として、自主的かつ自立的に行う活動で不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とするという位置付けがございました。ただ、一部、除外規定がありまして、営利活動、宗教、政治上、特定の公職の候補者を応援する運動等については適用除外となっております。あくまで多数の者の利益に寄与する公益的な活動というのが「市民活動」の定義となっております。

続きまして、6ページ、市民活動推進条例で、市の基本理念、基本的な考え方を記載しております。

市、市民活動を行うもの、市民及び事業者は、市民活動が豊かな地域社会の形成に果たす役割を認識し、相互の理解と信頼を基礎として、市民活動の推進に努める、という記載がされております。

また、第4条のところで「市の役割」。必要な施策を実施するという記載がございました。こちらの内容が、資料の7ページ目のところ、市民活動を推進するために茅ヶ崎市はこういうことをやりますよという条例の記載ですけれども、こちらの(1)から(7)にございますとおり、場所の提供、財政的支援、情報の収集・提供、交流の連携の推進、啓発、人材発掘・育成等、こういったことが市の実施すべき取り組みということで位置付けをされております。

同じ市民活動推進条例ですけれども、話が「協働」のほうに移りまして、「協働」についても定義がされております。

市、市民活動を行うもの、市民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれ

の果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動すること。こちらが「協働」の定義となっております。

また、9ページにあります第9条のところで、市及び市民活動を行うものが協力するときは、協働の原則というものに従って活動しましょうというのが書いてございます。

(1) から (4) にありますとおり、事業の目的を理解する。対等の立場で役割と特性を理解して尊重すること。また、市側とすると、市民活動を行うものの自主性、自立性を尊重すること。また、事業を行った場合は、その過程や結果を公表すること、こういったことが記載されております。

また、2項で、協働により行う事業は、協働による効果が発揮されるもの。

また、3項で、協働して事業を行うときは、その計画の策定から市民活動を行うものと行動する。一緒に考えながら事業をするように努めましょうという記載がございます。

ここまでが大きく条例の位置付けとなりまして、より基本的な理念の部分でございました。

10ページ以降が、計画等での位置付けとなっております。どちらかという、基本理念に加えまして、現在の市の状況のようなものが計画には反映されているという形になっております。

大きくご紹介させていただく計画は3つありまして、(1) が「茅ヶ崎市財政健全化緊急対策」というもの。こちらは、茅ヶ崎市の財政状況がかなり厳しいということで、令和2年から4年にわたって、集中的に財政健全化の対策に取り組みますということに記載しております。

(2) が「茅ヶ崎市の総合計画」。こちらが、茅ヶ崎市で持っている計画の中で一番上位の計画になりまして、茅ヶ崎市の目指す姿、また、それに向かってどのような方向で進んでいくか。茅ヶ崎市のまちづくりの指針となるような計画となっております。

また、3番目に、現在、令和3年度の事業実施方針に基づいて事業を行っているのですけれども、こちらが(1) でご紹介した財政健全化緊急対策や新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、5年くらいの中期的にどういう事業を行うかという実施計画の立案が困難になったということ踏まえて、令和3年、これをやりましょう、令和4年はこれをやりましょうというような短期的な位置付けをつくることになりましたので、そちらについてもご紹介をさせていただきます。

順にご説明させていただきます。

まず、11ページのところ。茅ヶ崎市の財政健全化緊急対策です。

こちらは、先ほどご紹介したとおり、かなり財政状況が厳しいという中で、既存の事業見直しの中で、コンパクトな市役所を目指す。事業を減らすとともに積極的な財源確保をする。また、市民の方とも危機感を共有するといったことが記載されております。

続きまして、12ページで財政健全化のための具体的な取り組みということで、(1) から(3) まで、歳出を削減するために人件費を減らしましょうとか、事務事業を見直し

ましょう、民間活力活用の加速化、補助金の見直しを位置付けております。（２）のところで、逆に歳入を増やす対策を位置付けております。

続きまして、13ページは茅ヶ崎市の総合計画になります。こちらが令和3年3月にできた、この10年間で茅ヶ崎市をどういう方向にしていきましょうという市の持っている一番基本的な計画になります。

ここで、茅ヶ崎市の目指す将来の都市像が「笑顔と活力にあふれ みんなで未来を創るまち 茅ヶ崎」という都市像になっています。ここの「みんな」というところがまさに「協働」ですとか「市民活動」という部分になっています。冒頭の佐藤市長の挨拶の中でも、人口が増え、ニーズが増えている中でどのようにまちづくりをしていこうという中で、限られた財源というところもありますので、みんなで市民の方と協力しながらまちをつかっていこうというところが、茅ヶ崎の将来像の中に反映されていくような形です。

続きまして、14ページ、こちらが総合計画の先ほどの将来像を実現するための8つの基本方針のようなものを定めて、将来像に向かいましょうという位置付けなのですけれども、これと茅ヶ崎市ではSDGsを市民の方に総合計画を理解していただく共通言語として、SDGsを通して総合計画、茅ヶ崎市のまちづくりをしていくと打ち出しています。こうした中で、SDGsのゴールの一つに、17番、パートナーシップというゴールがあるのですけれども、それが総合計画の8つの政策目標の全てに入っているということで、重要なものという位置付けをしています。

また、15ページで「行政運営の基本市政」というところ。こちらも総合計画の中に記載があります。大きく2つ、「未来創造への挑戦」「市民との関係の深化」ですが、「未来創造への挑戦」の2番目のところに、例えば、民間の団体や企業との協働という、基本姿勢の一つにこういった文言が入っていたりとか、右側の「市民との関係の深化」の中にも、「市民との双方向のコミュニケーション」の中で、市民主体のまちづくりの推進ですとか、2番目の「市民が力を発揮できる社会の構築」の中で、多様な主体の連携のコーディネート、まさに協働について、こちらでも記載があるというような位置付けになっております。

ここまでが総合計画で、みんなでまちづくりをしていきましょうということを考えてあるのですけれども、一方、16ページから事業実施方針というものがありますので、こちらでもご紹介させていただきます。

先ほどの総合計画がある一方、財政健全化ですとか、新型コロナウイルスの感染拡大があつて、令和3年度についてもかなり厳しい財政状況の中で、こういった事業をやっていくかというものが記載されております。

16ページの「事業実施の基本方針」の中で、新型コロナウイルスの感染対策に優先して取り組むという記載がございます。

17ページは、実際、どのような事業に取り組んでいくかというもの。大きく2つですね。コロナウイルス感染対策ですとか、あとは、コロナを踏まえてこういった活動をし

ていくか。ウィズ・コロナの事業。また、その他の事業ということで留意事項を4つ示してありまして、新規の事業は認めないとか、単独の補助金は認めないとか、かなり厳しい状況の中で令和3年度は動いているというような状況でございます。

令和4年の事業実施方針がこれから策定されていくのですけれども、令和4年度についても同様にかなり厳しい状況になるのではないかなと考えております。

最後にまた目次のところに戻りまして、今ご紹介させていただいたとおり、市の条例、自治基本条例、市民活動推進条例、また、茅ヶ崎市の総合計画、これからのまちづくりの中でも「市民活動」「協働」というのが重要だという位置付けがあります。ただ、一方で財政状況としてはかなり苦しいところもあって、このような難しい状況の中で、これから「市民活動」ですとか「協働」というのをどう考えていこうかというところ、事務局が考えながら、皆さまからご意見をいただいて進めていきたいというところになります。今までは予算をつけながら事業を推進していくこともできたのですけれども、今は、予算ありきというところも難しいので、いろいろアドバイスをいただきながら、工夫しながら進めていきたいという形になります。

以上が説明となります。

○山田委員長

ありがとうございます。それでは、今の説明内容につきまして、ご質問ありますでしょうか。いかがですか。よろしいでしょうか。

では、今の茅ヶ崎市の条例、計画の前提を含めた具体的な内容について、次に説明をさらに聞いて理解を深めてまいりたいと思います。

それでは、3番の議事が終わりましたので、続いて4番「市民活動の推進に関する取組について」。こちらも報告事項となっております。まずは事務局からの説明をよろしくお願いいたします。

○事務局

それでは、議題（4）「市民活動の推進に関する取組について」ご説明いたします。

本議題では、今後、委員の皆さまに市民活動推進補助制度をはじめとする、市民活動を推進するための施策に関するご意見をいただく前段として、現在、茅ヶ崎市が行っております施策についてご説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

資料2-1「市民活動の推進に関する取組について」をお手元にご用意いただきまして、そちらの2ページをご覧ください。

本市では、市民活動を推進することによって互いに支え合う地域社会を築くため、「市民活動推進基金」を平成17年1月に設置しております。また、本基金は、市民活動が元気になることでまちも元気になるという願いから「市民活動げんき基金」の愛称で親しまれております。

資料２－２「市民活動推進基金積立状況」を併せてご覧ください。こちらについては、画面には表示しませんので、お手元の資料でのご確認をお願いいたします。

資料２－２では、平成１６年から令和３年までの各年度の基金の状況をお示しさせていただいております。

まず、積立金の内訳になりますが、「市積立金」につきましては、市民の皆さまからいただきました「寄附金」と同額を市も積み立てるマッチング・ギフトを行ってまいりました。このため、「市積立金」と「寄附金」については同額となっております。また、「返還金」につきましては、この後ご説明いたします「市民活動推進補助制度」において、市民活動団体等が事業を実施した結果、事業費が予定額を下回った場合や、事業を実施できなかった場合等に返還いただいた金額となっております。

次に、「取崩金」についてですが、こちらは「市民活動推進補助制度」において、市民活動団体等に交付しました補助金額となっております。

「年度末残高」につきましては、基金の設置後緩やかに減少しておるところでございます。令和３年３月３１日現在で９７１万７，５１４円が残額となっております。

また、この度、令和２年３月に発出しました、先ほどもご説明させていただきました「茅ヶ崎市財政健全化緊急対策」及び新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み発出いたしました「令和３年度事業実施方針」を踏まえまして、令和３年１０月１日以降に受領する寄附金に対するマッチング・ギフトの積み立て、つまり市の積み立て部分につきましては、当面の間休止することとなりましたので、ご承知おきください。ただ、寄附の受付につきましては、今後も継続して実施をしております。

続きまして、資料２－１に戻っていただきまして、３ページをご覧ください。「市民活動推進補助制度」についてご説明いたします。

本制度は、先ほどご説明いたしました市民活動推進基金を原資といたしまして、市民活動団体等の自主的で公益性のある活動に対して財政的な支援を行う制度です。これまでに１６０を超える事業に対して補助を行ってきております。

現在の制度では、２つの支援枠を設けておりまして、「スタート支援」では、これまでに本制度による補助を受けたことがない団体を対象とし、事業に要する経費の９０％または１０万円のいずれか低い額を補助限度額として支援を行っております。また、「ステップアップ支援」では、スタート支援を受けたことがある団体もしくは設立後２年以上の団体を対象といたしまして、事業に要する経費の８０％または６０万円のいずれか低い額を補助限度額として支援を行わせていただいております。

ここで、資料２－３「令和３年度実施事業の一覧」を併せてご覧ください。資料２－３では、現在、令和３年度に補助を行っております事業をまとめさせていただいております。この場で各事業について個別にご説明はいたしません。これらの事業につきましては、本年度の事業終了後に実施報告会を開催し、皆さまに評価をお願いすることとなります。また、各事業に関する情報がありました場合には、随時皆さまに情報提供をさせてい

ただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

再度資料2-1に戻っていただきまして4ページをご覧ください。本制度をご活用いただく際の申請から実施報告会までの流れのご説明となります。

まず、翌年度に実施をしたい事業の計画や予算案を企画書として作成いただきまして、1月の中旬ごろまでに市民自治推進課に提出をいただいております。その後、本補助制度では、採択に当たって「企画書を提出した団体は、市民活動推進委員会において、その内容を説明しなければならない」と規定されておりますことから、3月下旬に公開ヒアリング・プレゼンテーションを市民活動推進委員会として開催いたしまして、提出された企画内容の審査を市民活動団体には受けていただきます。

その後、市民活動推進委員会で採択相当と答申を受けた企画につきまして、評価の高かった順、そして予算の範囲内で、補助事業を市として決定をしております。補助の対象となった事業につきましては、その年度内で事業を実施していただきまして、翌年の4月ごろに報告書を提出していただき、5月から6月ごろに事業の実施報告をしていただく。その報告に対して市民活動推進委員会の皆さまから評価結果が通知され、今後の活動に生かしていただくという流れとなっております。

今ご説明させていただいたのが、実際に補助を受ける側、市民活動団体の見ためのスケジュールという形になります。

次にご説明させていただきますのが、本制度に関する今後の市民活動推進委員会でのスケジュールについてとなります。資料の5ページをご覧ください。なお、今回は大枠でのスケジュール感のご説明をさせていただきます。記載させていただいております個別の作業内容につきましては、今後の委員会内で随時、協議・情報提供させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、先ほどもご説明いたしましたとおり、来年度に補助を希望する事業を募集するため、11月上旬までに令和4年度の募集要項について確認をさせていただきたいと考えております。その後、12月から1月中旬まで事業を募集し、1月下旬に提案のあった事業を事務局で冊子にまとめて、委員の皆さまに郵送等でお送りさせていただきます。

委員の皆さまにおかれましては、こちらの冊子をご覧くださいまして、公開ヒアリング及びプレゼンテーションの前に団体に確認しておきたい事項がございましたら、事前質問（案）として事務局にご提出をお願いする予定としております。2月中旬の第7回委員会の中で事務局で把握している内容等を市民活動推進委員会の中で皆さまにご提供させていただくとともに、委員会として公開ヒアリング・プレゼンテーションの前までに団体に事前質問として送付する内容、事前質問の調整を行いたいと考えております。

ここでとりまとめていただきました事前質問は、3月上旬までの期間に各団体で回答を作成していただき、3月下旬の公開ヒアリング・プレゼンテーションまでに事務局で回収し、委員の皆さまに配付いたします。しかしながら、資料にも表示させていただいておりますとおり、事前質問に対する回答の配付は、公開ヒアリング・プレゼンテーションの

直前もしくは当日、資料として皆さまのお手元にお配りさせていただく可能性もございますので、こちらについては、実際、市民活動団体の皆さまから事前質問の回答がどのタイミングで返ってくるか、できる限り事務局としても早く回収できるようにはしたいと考えておりますが、なかなかそういかないこともございますので、ご承知おきいただければと思います。

その後、皆さまのお手元にお渡しさせていただきます事前質問に対する回答と、1月中に取りまとめて送らせていただきました企画書の冊子、この2つを参考に、公開ヒアリング・プレゼンテーションで事業を評価していただき、評価会議の中で委員会としての評価の確認・決定をしていただく流れとなります。どうぞよろしく願いいたします。

次に、少し話が変わりますが、当市の市民活動サポートセンターについてご説明をさせていただきますければと思います。資料2-1は6ページ、また、参考資料の4を併せてご覧いただければと思います。

茅ヶ崎市民活動サポートセンターは、市民活動団体等の支援等を目的に、いわゆる中間支援組織として市が設置している施設で、指定管理者制度によって運用させていただいております。「サポセン」の愛称で親しまれている施設となっております。

市民活動サポートセンターでは、先ほどご説明させていただきました市民活動推進補助制度に応募する団体はもちろんなのですが、それ以外にも幅広い団体や個人の方からの市民活動に関する相談や活動の支援、物品の貸し出し等、様々な役割を担っていただいております。

通知の中でアナウンスをさせていただいておりますが、本日は、本委員会終了後に市民活動サポートセンターのご案内をさせていただく時間を設けさせていただいております。もしご都合がよろしければ、今後の委員会での議論にも役立つかと思っておりますので、ぜひご参加いただければと思います。

最後に、また話が大きく変わりますが、市民活動に関する補償制度として市が用意させていただいております「茅ヶ崎市市民活動等災害補償制度」についてご説明いたします。資料は2-1の7ページ、また参考資料5も併せてご覧いただければと思います。

茅ヶ崎市では、活動中の予期せぬケガ等を補償することで、市民の皆さまが安心して市民活動を行えるよう補償制度を設けさせていただいております。本制度は自治会やPTA等の活動も対象としておりまして、6ページにありますとおり、主に傷害事故等に対して年間約40件程度のご報告をいただいております。

当市での主な市民活動を推進するための取組についてのご説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○山田委員長

ありがとうございます。それでは、今、議題の4番の内容を資料の2のシリーズに基づいて説明をいただきました。こちらにつきましてご質問ありますでしょうか。

よろしいですか。

ちなみに、これは委員の皆さまには事前に説明をしてくださっているということで理解してよろしいですか。

○事務局

はい。今回新しく委員になられた皆さまには、市民活動推進補助制度に関するものであったり、サポートセンターのパンフレット等はお渡しさせていただいております。ただ、市民活動等災害補償制度につきましては、皆さまには説明させていただいてはいない状況になります。

○山田委員長

わかりました。一通り内容はご承知の上で、今、説明を聞いてくださったということですね。

いかがでしょうか。大丈夫ですか。

では、質問がなければ、こちらは報告事項ですので、以上とさせていただいて、5番に進みます。「民活動団体等との協働の推進に関する取組について」です。こちらは、審議内容も含まれているようですので、説明をまずは聞いてから、その後、皆さまのご意見を頂戴したいと思います。

では、まず、事務局からの説明をよろしく願いいたします。

○事務局

それでは、資料3をお手元にご用意ください。

市民活動団体等と市で協働を推進するために協働推進事業という制度がございました。まず1番目、協働推進事業の概要を説明いたします。2番目に協働推進事業が廃止された背景について。3番目に協働推進事業に代わるマッチングを充実させる事業のポイントについて。4番目に今後の協働推進事業に向けた市民自治推進課の事業の方向性についてをご説明いたします。

2ページです。協働推進事業の概要です。

協働推進事業は、多様化・複雑化する市民ニーズに対し、行政だけでは対応できない課題解決に向けて、市の条例や計画を踏まえ、市民活動団体と市が協力して実施する公共事業です。協働を進める上で、様々な取組の中の具体的な手法の1つが協働推進事業となっております。名前が似ているので紛らわしいのですけれども、協働そのものではなくて、様々な協働の中の1つが協働推進事業となっております。こちらは平成19年度以降56事業実施してきました。この協働推進事業には市が事業テーマを提示する行政提案型と、市民活動団体等が市の課題としてテーマを設定する市民提案型がありました。

3ページ、協働推進事業の事例です。

こちらは、行政がテーマを提示し、市民活動団体が手を上げてくれた事業となります。飼い主のいない猫の去勢手術と適正管理普及啓発事業です。外で被害を発生する猫の多くは、飼い主のいない猫と言われております。この猫をめぐる「猫の被害で困っている」、また「猫を助きたい」といった相談が寄せられます。猫は、処分することや別の場所に放すことが法律で禁止されております。また、放置していても、繁殖力が強く、不幸な命が増えてしまう一方です。

そこで、野良猫の不妊去勢手術を実施することにより、殺処分数の減少を図ること。また、野良猫への無責任な対応を行う住民に対し、糞の処理や餌やりなどの適正管理に関する指導を行い、生活環境被害の軽減を図ります。

4 ページ。市民活動団体は、猫の生態に関する専門知識を持っております。T N R という、T r a p : 捕まえて、N e u t e r : 不妊去勢手術をして、R e t u r n : 元の場所に戻す活動の経験を有しております。また、動物病院との連絡調整も行うことができます。そうすることによって、猫が増えない、発情の鳴き声なくなる、尿の臭いが減るなどの効果を期待できます。行政は、主に調整事項として、住民からの苦情に基づく的確な状況把握を行います。地域住民への説明、また、事業費の負担を担っております。

5 ページ。こちらは、市民活動団体等がテーマを提示した事業です。

市民活動団体からは、美術館は敷居が高いこと、特に子どもは親が美術に関心がないとなかなか関わる機会が少ないことを課題として考えておりました。そこで、美術に触れる機会が少ない子どもを対象として、幼稚園や保育園で鑑賞出張講座を実施しました。子どもが美術を楽しめるような講座を開催しました。また、実際に茅ヶ崎市美術館の作品を鑑賞する家族鑑賞会を開催しております。

6 ページです。市民活動団体の特徴としましては、美術・鑑賞指導に関する専門知識を持っております。また、子どもは美術品に触りたがる特徴があることから、触れることのできる美術作品をつくりました。冊子の作成や出張講座を行っております。

行政は、美術館との連絡調整、幼稚園や保育園への周知、作家への許諾確認、事業費の負担を担っています。

団体からヒアリングを行った際に、市民活動団体だけでは公共施設との調整が困難であることや、市の名前を使い周知することで、安心できる事業だと思っただけのことが大きかったというお話をいただきました。

このように、お互いが共通の目的の実現に向けて、お互いの特性を生かして協力し行動する協働を進めておりました。

7 ページ、次に「協働推進事業廃止の背景」です。

事業継続について、限られた資源の中で、事業継続の保証は困難であることが挙げられております。協働推進事業でつくられた市民サービスが課題を残したまま事業縮小または事業終了となってしまいますと、安定的な市民サービスとならず、市民活動団体の活動意欲・信用問題に関わってきます。市民活動団体からは制度に対する不安の声が上がって

くるようになりました。せっかく頑張って新しい事業を始めたのに、途中で事業が打ち切りとなってしまうと労力が報われない。また、団体としての信用にも影響してくるという声です。

協働推進事業では、最初の2年間の予算を市民自治推進課で確保しておりました。2年終了後は、担当課と団体で今後どうするか協議を行い、市で審査を行います。その審査を経て継続するのか終了するのか、決定されます。継続する場合は、担当課で予算を確保するようになります。担当課も同様に、予算をどうにか確保できないか工夫をしてきましたが、協働推進事業として実施してきた事業なら必ず予算がつくというような特別な条件には当てはまりません。かつ、他の事業もニーズがある事業であれば全て予算がつくということでもありません。既存の事業でさえ予算の確保が難しい中、新しく協働推進事業で予算を確保することはかなり厳しい状況だという声を聞いております。

続きまして、8ページ、「協働推進事業の件数の減少」です。市民提案型の意見交換の申し込みは、例年、一定数ございますが、マッチングができず、申し込みや採択の件数は伸び悩んでいる状況となっております。

9ページ、「市財政状況の変化」です。令和2年3月に、将来にわたって持続可能な行政運営を行っていくために、「茅ヶ崎市財政健全化緊急対策」を策定しました。コロナウイルスが猛威を振るう前の状況で既に、このまま対策を取らないと茅ヶ崎市が持続できなくなる状況になっております。そして、財政健全化緊急対策を進めている最中に、新型コロナウイルスの感染拡大による歳入減という二重の要因により、非常に厳しい状況となっております。今後、当面の間、市税などの大幅な減収が予想されるため、事業の採択は、最低限のまちの機能維持に必要な不可欠な義務的事業とウィズ・コロナ関連事業のみにとどめざるを得ないのが現状です。

これらの（1）協働推進事業の継続率の低さ、（2）協働推進事業実施件数の減少、（3）市財政状況の変化を踏まえ、従来の協働推進事業を廃止し、マッチングを充実させる新制度の導入を検討するようになりました。

10ページ、「『非営利組織等との協働』実績の堅調な伸び」です。こちらは、庁内で毎年調査しているものです。協働の中の協働推進事業以外の方法では件数は伸びてきております。特に共催や事業協力といった項目では件数の増加が見られます。

11ページ、令和2年度まで行っていた協働推進事業を廃止して、令和3年度から検討しているのが、マッチングを充実させる新制度です。今まで、左側の協働推進事業のイメージが強く残っていました。今後は、幅広い協働の周知、協働のハードルを下げること。また、協働推進事業では、審査スケジュールの都合上、お互いのことをよく知らず、2年間事業を行うということもありました。今後は、協働に向けてお互いをよく知る丁寧なマッチングをしていきたいと考えております。他にも、団体から要望の多かった、顔の見える場として意見交換会の実施を検討しております。

12ページ、「これまで市民活動推進員会で議論してきた内容」です。大きく分けて

(1) 協働推進事業の特長（良かった点） (2) (市民自治推進課が行う) 今後の具体的な方向性について議論してきました。

13 ページ、「協働推進事業の特長」です。協働推進事業の実施団体、担当課からアンケート・ヒアリングを行い、協働推進事業のよい点を3つに集約したものです。

「1 相乗効果」。こちらは、協働でやるからこそ、どちらか単独の活動ではできなかったことです。行政だけではできない効果として、市民目線の意見、当事者として体験談を踏まえて話せる説得力、手法の広がり、新しい発想などがあります。団体だけではできない効果としましては、行政の調整があるからこそ、事業実施が可能となったことが挙げられます。公共施設の調整や、事業で市の名前が入ることで参加者が増えたなど信頼性が生かされた、行政の調整などが挙げられております。

「2 共にまちの課題を考える」。茅ヶ崎市を市と市民と一緒に良くするという共通の目的のために、お互いの特性を生かして協力すること。団体が育つことは、公共の担い手が増えるということです。市民活動の活性化などの意見がありました。仕事だから契約金の分だけしかやりませんということではなく、このまちがよくなるために、お互いに自分事として考え、アイデアを出し合い、お互いに汗を流すことが協働の利点といえます。

「3 信頼関係（良い関係性）」。本音を言える関係性により様々なアイデアが生まれた。委託ではできない対応力、団体にとってもやりがいのある居場所となったという意見がありました。協働は委託とは異なり、市民活動団体と市がともに課題解決のために行動するという協働の理解があることで良い関係性が結べていると感じました。逆に、協働に対する理解がお互いに異なっている場合はうまくいっていない印象もありました。

14 ページ、具体的な方向性です。

情報発信を行い、協働を広めた後に、交流の場づくりで顔の見える関係づくりを行っていきます。そして、コーディネートにより協働の効果が発揮できるよう推進していきます。この3つの方向性に、右側の「協働を身近に」、ハードルを下げるために市民自治推進課が間に入り調整役になっていきたいと考えております。間に入り調整することで、丁寧なマッチングや、団体から不安が大きいと言われていた相談の仕方について一緒に考えていきたいと思っております。

15 ページ、協働推進事業の特長、「相乗効果」の良かった点を生かし、情報発信を行います。

アンケート&ヒアリングからは、協働についてお互いに理解が進めば良いのではないかということ、協働で何ができるのかがわかるともっとよくなるのではないかという意見がありました。

ねらいとしましては、協働を知ってもらうこと、協働の事例や相乗効果のメリットを伝えること、多様な協働へとつなげ、協働のハードルを下げるのがねらいです。

取組は、職員研修や説明会など直接話すことや、ホームページ、広報紙など広く周知させるものを行い、協働に対する理解を周知していきたいと考えております。

16 ページ、今後の協働推進事業。「共にまちの課題を考える」です。これを生かして交流の場づくりを行います。

アンケート&ヒアリングからは、市からは当事者としての意見を聞くことができる。市の意向や考え方と合致すれば、一緒にまちづくりをしたい。団体からは、団体の力を発揮できる場所を求めている。顔の見える関係を築きたい。地域課題について一緒に考えたいという意見がありました。

ねらいは、お互いの活動や課題を知ってもらうこと。困っていることを意見交換すること。顔の見える関係をつくること。そして課題について一緒に考え、情報交換することです。

取組は、テーマを設定し、ヒアリングによって具体的に話を進め、分野別発表会や交流会を開催したいと考えております。

17 ページ、信頼関係を生かして、コーディネートを行います。

アンケート&ヒアリングからは、お互いに何を求めているか、何ができるのかを知りたいという意見がありました。

ねらいは、協働でできることを知ってもらう。お互いに課題は何か共有する。そしてマッチングにつなげるということです。

取組は、市と地域のニーズを調べること。協働でできることを見える化することです。市民自治推進課も調整し、お互いのことを知ってもらい、丁寧なマッチングや相談ができるよう心がけていきたいと思います。

18 ページ、こちらは協働推進事業の見直しについての答申です。参考資料6の文章の内容を短くキーワードにしたものです。

(1) コミュニケーションです。理念・目標を語る仕組み、信頼・安心という関係性をつくる、大前提は対等な関係、真心を持って事業の協力、異なる主体が横の関係をつくる、多面的な広がりのある協働、これらの要素を念頭に、しっかりコミュニケーションをとることが大切です。

19 ページ、ルールです。仕事が無機的につながる、感情が先行しないように、想定される失敗や課題を事前に解消、様々な団体や組織とのコーディネート。これらの要素を含んだルールをつくることが重要です。

20 ページ、交流です。市民が気づいている地域課題を共有化、市民の交流の促進、課題や共通認識、市の情報公開、市民同士の協働の支援。これらをクリアしていくために交流する場をつくっていくことが重要です。

21 ページ、コモンス化（みんなのもの化）です。金銭や時間等、感覚の相違の解消、うまくいっている事例の特徴、ゴールや役割の見直し、わかりやすく、見える化、これらの情報をお互いに共有できるようにコモンス化することが重要です。

22 ページ、プロセスです。信頼関係が構築できる、当事者間の関係性づくり、役割修正の柔軟性、市民活動げんき基金との連携、パートナーシップの検証と創出、協働の情

報発信。これらを事業プロセスの中で柔軟に修正し検討していけることが大切です。

23 ページ、参考資料 6 の答申をシンプルに一文にまとめたものとなります。対等なパートナーとして、お互いに尊重し、コミュニケーションを大切に！！この答申をベースとして進んでいきたいと考えております。

24 ページ、今後の協働推進事業に向けて、市民活動推進委員会で議論していきたいことです。

1 つ目が具体的な取組の検討です。情報発信、交流の場づくり、コーディネートを推進するための取組を議論していきたいと考えております。

2 つ目が協働のガイドラインの改定です。協働のガイドラインとは、協働の考え方・進め方や協働事業の概要をまとめた手引きです。平成 22 年度に策定、27 年度に改定しており、主に当時の総合計画と市民活動推進条例等を踏まえた内容となっております。

平成 27 年 3 月に作成した協働のガイドラインと協働推進事業の見直しの考え方、この 2 つがあります。協働推進事業を廃止したこともあり、この 2 つの冊子を統合し、内容の時点修正、そして令和 3 年度をはじめとする茅ヶ崎市総合計画を踏まえた内容に修正していきます。

今年度はまず、協働のガイドラインについて事務局で案を作成していきます。市民活動推進委員会でご意見をいただき、最終的に答申をいただきたいと考えております。

事務局からの説明は以上となります。

○山田委員長

ありがとうございます。それでは、今、資料の 3 を中心に、市民活動団体との協働の推進に関する取組の説明をしていただきました。まず、審議に入る前に、資料の中身についての質問などはありますか。

○原田副委員長

少し私の理解が足りないのかもしれませんが。情報発信とか交流の場づくりとか、コーディネートの対象というのは、要は行政相互であり、市民相互であり、行政と市民であるという。今までは行政と市民という関係だったのが、もっといろいろ広がるという意味ですか。

○事務局

そうですね。今まで、行政と市民活動団体とで行ってきた事業を、これからも幅広く進めていくということになります。また、おっしゃっていただいたように、市民活動団体に限らず、企業の CSR 活動なども含めて、協働、マッチングを進めていきたいと考えております。

○原田副委員長

今まで協働事業で予算化されていたものは出なくなるので、企業からの寄附なり、他の資源をマッチングする仕組みを考えるということですか。

○事務局

おっしゃるとおりです。今まで予算化していた協働推進事業はなくなりましたので、今後は、他の事業と同じく、予算化するために計画をして予算をとっていく、また、他のお金がある企業と相談したり、補助金を活用したり、そういったところを相談して進めていくということになります。

○原田副委員長

よく理解ができていなかったのですけれども、要は、ネットワークをつくるということが目的というよりは、新しい資源調達の仕組みを考えていきたいと思いますということ、それに機軸を置かれるということですか。

○事務局

新しい資源調達も考えていきたいと思いますが、それ以外にも一緒にマッチングしていったり、今までどうしても協働推進事業が協働の大きな手法として目玉になっていましたので、今後は、協働推進事業のように、必ずしも予算化して事業化するというのではなく、予算化や事業化だけではない多様な協働があるのですよということを広めていきたいと考えております。

○原田副委員長

ありがとうございました。

○山田委員長

他にご質問はよろしいでしょうか。

少しだけ前年度のところの補足を、今のご質問のことも含めて紹介しますと、この見直しについては、昨年度、この委員会に、市長からご意見を賜りたいということで、諮問がありました。そこで、委員会で議論をしまして、依然として協働を推進する仕組みが必要だということで、これは答申に書いてあるとおおり、説明をしたのですね。

答申は、今日は参考資料6としてつけてあって、これは、協働をやめてくださいとか、協働推進をストップしてくださいということをお願いする意図ではなくて、やはり協働は必要です、協働の意味も非常に大きいですということを答申の中で返答をするということでした。

ただ、今回は、協働を推進する事業に対して意見を述べてくださいということだった

ので、協働を推進するという必要性や意味をまず委員会の中で整理をしていく。これが1番目の議論でした。

その整理をした上で導き出される結果が、先ほど事務局から説明があったような機能のところですね。とりわけ、協働を推進するということによって、機能的な効果が得られる。それから、市民や市民団体、そして自治体や企業の成長が期待できるという点。それから、幅が広い信頼関係が形成され、その土台に基づいて活動が行われていく。そういった土台づくりが進んでいくという期待感ですね。こうしたものは依然として重要です。

それから、委員の中からも発言がたびたび出たのですが、例えば、問題提示機能ですね。市民の側が積極的に発信をすることによって、市民にとって求められる市の中の課題は何かとか、解くべき問題は何か、うまくいっている、これからさらに伸ばしていきたいような内容は何かという提示の機能が非常に大きい。だから、協働そのものをなくすという結論にはならないで、お金が限られてきたり、事業支援の費用が削減されるならば、予算的な課題があるのであれば、その予算的な課題を超えて、進むべき方向性を提案しようということが前回の委員会の内容でした。

ですから、今、原田委員がご質問くださったように、今までは、行政への市民参加とか、自治体活動への参加というところがとりわけ大きく事業の中でクローズアップされていたものを、もう少し多様に市民同士の横のつながりであるとか、活動同士のつながりであるとか、企業、支援団体とのつながりというものを多面的に結び合う、そういう支援もいただけないかということが、たびたび協働推進事業の報告会などでも出てまいりましたので、そういうところを踏まえて何点かの提案をさせていただいたということです。

当然お金は必要なので、何とかしてくださいということも考えるべきだとは思ったのですが、でも、できない部分については、これは無理な願いをしても仕方ありませんので、それをさらにカバーし得るような形で提案をしたということが、昨年度の委員会の役割で、答申の内容だったと考えています。

その点をさらに事務局の側がまた数カ月検討吟味していただいた上で、今回の方向性として、一番最後のスライドにあるように、今後のこの委員会の中では、さらなる情報発信、交流の場、コーディネートを取組で何が必要か、どのように事務局にそういったところを担当してもらうか、市にどのような変化や更新をしてもらうかといったところを議論する。これが1番目の方向性であると同時に、協働の中身そのものをこの委員会の中でも議論しつつ、見直せるもの、なくしてはならないものなどの整理をしていくのはどうかということで、今提案がありましたので、今の審議内容にしては、そこを皆さまと確認できればいいのではないかと考えています。

ということで、補足が随分長くなってしまいましたけれども、一応そういう経過のもとに年度末を迎えまして、新たに皆さまとこの委員会の中で事務局から提案の内容について検討していく年度にしましょうという土台だと思います。

こちらについて確認をしてみたいと思いますので、まずはご質問、他に追加で。

今の自分の説明も含めて結構ですので、ご質問がありましたら、お問い合わせをいただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

では、これは審議事項ですから、こうした内容の検討を踏まえた今後のこの委員会の役割について、一番最後の（４）のところが確認できればいいということですね。スライド番号で言うと24の一番最後のところですが、この議論すべき内容について、まずは目標設定を確認したいと思います。こちらについてもご意見、ご質問などありましたらお知らせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいですか。

これは、目標としてはなかなか難しいというか、高いハードルを超えていくような議論になるかと思しますので、皆さまの経験とかお知恵をお借りしないと、具体的な検討とかガイドラインの改定というのはできないかもしれませんので、この辺は集中して議論をしていくということも併せて皆さまにお願いしつつ、それでは確認をさせていただきたいと思いますが、最後の4番の内容でご異議のある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

では、目標は、事務局の提案に基づいて、資料の3の内容を今後も検討していくということにしたいと思います。皆さま、ご審議ありがとうございました。

それでは、続きまして、6番ですね。今年度の委員会の開催予定で、こちらも説明の後、確認をしたいと思います。

それでは、まず、資料に基づいて事務局の説明をよろしくお願いいたします。

○事務局

それでは、議題（６）「今年度の市民活動推進委員会の開催予定について」ご説明いたします。資料4をお手元にご用意ください。議題（４）及び（５）での説明に基づきまして、今後の開催予定についてお示しをさせていただいております。

特に第8回、第9回につきましては、市民活動推進補助制度のスケジュールの都合上、現在のところ、開催予定日のある程度絞らせていただいておりますので、ご確認をお願いできればと思います。また、第5回から第7回につきましても、本日、このスケジュールでご承認をいただければ、順次開催日の調整、ご確認をさせていただきたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

説明としては以上となります。

○山田委員長

ありがとうございます。それでは、資料の4番で、当面、次回以降、9月、11月、2月、3月ということで、この委員会としては、今年度中はあと6回の予定で進行したいということが原案です。ご質問がありましたら、お尋ねいただきたいと思います。

よろしいですか。

日程調整は、その都度、事務局が中心となって皆さまの予定を確認しつつ、9月中旬の何日というところは決めていきたいと思えます。

通例、市民活動推進委員会は、開催時刻は午前中か午後、夕方、長くかかっても5時をまたがないか、そういう予定の中で進めていきますので、時間帯としては、主に午前中か午後の昼間の時間帯ということでお考えいただければいいのではないかと考えています。それですので、お仕事とか様々な事情等で毎回参加できないということがあるかもしれませんが、例年、この委員会は一番多くの方が参加できる日を選んで開催するので、今回のように11名中9名の開催ということでもありますけれども、規定に基づいた、流会にならない人数確保を前提に、日程を定めて開催するというように進めたいと思えます。

過去に、昨年1年間、コロナで人数的に心配なときもあったのですが、流会になったことは今のところなかったですね。ただ、昨年は、たしか、あと1名欠席だと流れるというハラハラする日があったのですが、それでも流会にはなりませんので、そのように。

それから、今年度はオンライン会議の予定はありそうですか。

○事務局

オンライン会議につきましては、非公開でないものに限って行うことができることとなっております。現時点では、既にオンラインで行うという予定を立てているところではありませんが、今後、新型コロナウイルスの感染拡大の状況等によっては、必要に応じてオンラインの会議をお願いすることもあるかと思えます。

今のところ、非公開のものとしましては、第7回、2月中旬のもの及び第9回、3月23日～3月25日ごろとしてお示しをさせていただいている、この2回は非公開を予定しておりますので、こちらについては、原則としてお集まりいただくか、それも厳しいようであれば、書面開催という形で会議を開催させていただきたいと思えます。

それ以外のもの、主に第8回で予定させていただいています公開プレゼンテーション及びヒアリング、こちらにつきましては、昨年度、実際にオンラインで開催させていただいておりますので、必要に応じてオンラインという形もとらせていただければと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○山田委員長

ということですので、毎回対面ではないかもしれませんが、今後の会議開催条件に基づいて、こういった対面式の会議、リアルタイムのオンラインの会議、期間を設けた書面での会議というパターンがあり得るということですので、毎回日にちが確定するかどうかはまだわかりませんが、そのようにできる方法を使って柔軟に会議を進めてまいりたいと思えます。

それでは、ご質問が他になさそうですので、このおおよその予定で進行したいと思ひ

ますが、こちらについてもご異議のある方いらっしゃいますか。よろしいですか。

それでは、議題の6番についても、事務局の原案に基づいて、会議運営、進めてまいりたいと思います。こちらもご検討ありがとうございました。

それでは、最後、7番目ですね。その他の内容について。まずは事務局からの連絡、報告がありましたら、お願いいたします。

○事務局

それでは、議題(7)「その他」につきまして、事務局より卓上配付させていただいておりますチラシ等についてご説明をさせていただきます。

事務局では、委員の皆さまに当市での市民活動についてより知っていただきたいと考えておまして、茅ヶ崎市市民活動サポートセンターや、市民活動推進団体等よりお預かりいたしましたチラシ等をその都度ご配付させていただいております。今回、お手元にいろいろと配ってしまったので、お時間あるとき等に見ていただければと思います。また、黄色とピンクのチラシにつきましては、現在、令和3年度に補助させていただいております市民活動の推進補助制度の対象団体の事業にもなっておりますので、もしよろしければ見ていただければと思います。

説明は以上となります。

○山田委員長

ありがとうございます。先ほどの決定で、次回開催が9月中旬ということなので、日程調整はいつごろ行いそうですか。

○事務局

今後の開催スケジュールにつきましては、本日、皆さまからご了解をいただきましたので、できる限り早く会議室等の確認をした後に、皆さまにスケジュールの確認をさせていただきます。

○山田委員長

わかりました。そうすると、8月上旬あたりから中旬あたりに日程確認の連絡が届くということですね。

○事務局

そうですね。今日、既に7月の下旬なので、8月の上旬には皆さまにご確認をさせていただきたいと考えております。

○山田委員長

ということですので、皆さま、調整をよろしくお願いいたします。次回の予定がおよそこれで確認できましたので、事務局も安心されるかと思えます。

委員の皆さまからその他で連絡、報告事項などありましたでしょうか。よろしいですか。

すみません、自分から1点だけ。今日、この後、サポセンの見学会があるということですが、午後に別件の用があつて参加できませんので、このような役割を推薦いただいたのに、この後は欠席をさせていただきます。申しわけございません。

他にもよろしいでしょうか。

それでは、なければ、以上をもちまして、議題を全て、話し合いが終わりました。皆さまとしては委員会初なのですけれども、今年度第4回の委員会を以上で閉会させていただきたいと思えます。ありがとうございました。お疲れさまでした。